

## 大阪ストーリープロジェクト事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 大阪府は、府域への観光集客や観光産業の活性化、魅力あるまちづくりの促進に寄与するため、府内に点在する観光資源をストーリーとして取りまとめ、旅行者ニーズに対応した個々の資源の磨き上げや受入環境整備、地域への誘客の仕掛けづくり並びに地域の魅力の発信にも取り組み、観光地としてのポテンシャルの底上げを行うことを目的に、大阪ストーリープロジェクト事業を実施する。本事業の実施にあたり、大阪ストーリープロジェクト事業補助金（以下「補助金」という。）を予算の定めるところにより交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ストーリー 複数市町村の観光資源を共通項や視点でグルーピングした大阪をより魅力的に発信する周遊テーマや観光コースのことをいう。
- (2) 観光資源 国内外の観光客が訪れることが期待できる史跡、街並み、自然、集客施設（文化的施設、体験施設等）などのことをいう。

### (補助対象団体等)

第3条 補助金の交付対象は、次のとおりとする。

- (1) 大阪府内の市町村
- (2) 大阪府内において地域の魅力づくり、魅力発信及び観光集客に資する活動を営む地域住民が構成員となる団体、公共的団体、実行委員会等並びにその構成員である個人又は法人（以下「事業者」という。）とする。ただし、規則第2条第2号イからハまでのいずれかに該当する者を除く。

### (補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、前条に規定する者が観光集客のために実施する魅力づくり、受入環境整備並びに地域の魅力の発信に係る事業で、次の各号に該当するものとする。

- (1) ストーリーを構成する事業であること
- (2) 複数年にわたり継続的に観光集客の取組みを実施し、集客効果が期待できる事業であること

(3) ストーリーを広く周知する取組みを行うことが期待できる事業であること

(補助対象経費)

第5条 補助対象経費は、前条に規定する補助事業の実施に要する経費のうち、継続的に使用できるものにかかる経費で、別表に定める初期経費とする。

(補助率等)

第6条 補助率及び補助上限額は、別表に定めるとおりとし、大阪府の予算の範囲内において交付するものとする。

2 補助額は、前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(事業計画書の提出)

第7条 補助金の交付を受けようとする市町村は、事業計画書(様式第1-1号)を知事が指定する日までに知事に提出するものとし、補助金の交付を受けようとする事業者にあつては、事業計画書(様式第1-1号)及び市町村長の推薦書(様式第1-2号)を知事が指定する日までに、市町村長を経由して知事に提出しなければならない。

(補助金の交付の内定)

第8条 事業の審査は、実現性、広域性及び集客性等を踏まえ、知事が行うものとする。補助金を交付するのが適当であると認められた市町村及び事業者に対し、その額を内定し、通知するが、事業者に対しては、市町村長を経由して通知するものとする。

(交付の申請)

第9条 前条の規定により内定通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、大阪ストーリープロジェクト事業補助金交付申請書(様式第2-1号)を知事が指定する日までに、知事に提出しなければならない。なお、内定通知を受けた市町村以外の補助事業者にあつては、大阪ストーリープロジェクト事業補助金交付申請書(様式第2-1号)並びに要件確認申立書(様式第2-2号)及び暴力団等審査情報(様式第2-3号)を市町村長を経由して知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第10条 知事は、前条の交付申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助額を決定し、当該補助事業者に通知するが、市町村以外の補助事業者に対しては、市町村長を経由して通知するものとする。

(補助事業内容等の変更等の承認申請)

第11条 規則第6条第1項第1号及び第2号の変更の承認申請(次条に定める軽微な変更)に該当する場合は除く。)にあつては、大阪ストーリープロジェクト事業経費配分(内容)変更承認申請書(様式第3号)を、同項第3号の中止又は廃止の承認申請にあつては、大阪ストーリープロジェクト事業中止(廃止)承認申請書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。なお、市町村以外の補助事業者あつては、市町村長を経由して提出しなければならない。

(経費配分の軽微な変更等)

第12条 規則第6条第1項第1号の知事の定める軽微な変更は、補助対象経費の20パーセント以内での経費の変更とする。

2 規則第6条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は、補助対象経費の20パーセント以内での経費の変更で、かつ当初の事業内容との同一性が認められる範囲内の内容の変更とする。

3 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助金は第4条に規定する経費に充当しなければならない。

(2) 補助金の収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし、補助事業に関するすべての関係書類とともに、補助事業を完了又は廃止した日の属する年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

(3) 補助事業の執行状況に関して、府から調査又は報告を求められたときは、これに従わなければならない。

(交付申請の取下げ)

第13条 補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、規則第7条の規定より通知を受けた日から起算して10日以内に、大阪ストーリープロジェクト事業補助金交付申請取下承認申請書(様式第5号)を知事に提出するものとし、市町村以外の補助事業者にあつては、市町村長を経由して知事に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請の取下げ承認があつたときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかつたものとみなす。

(実績報告)

第14条 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了した翌日から起算して30日以内又は補助事業の完了した日の属する年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに、大阪ストーリープロジェクト事業実績報告書(様式第6号)を、知事に提出することにより行うものとし、市町村以外の補助事業者にあつては、市町村長を経由して

知事に提出することにより行わなければならない。

- 2 補助事業の成果を把握するため、補助事業者は、補助年度の翌年度から3年間、大阪ストーリープロジェクト事業に係る成果報告書（様式第7号）を毎年度、事業の完了した日の属する年度の翌年度の4月20日までに、知事に提出するものとし、市町村以外の補助事業者にあつては、市町村長を経由して提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定により提出のあった成果報告書の内容を踏まえ、事業の改善の必要がある場合は、補助事業者に対し、指導することができる。補助事業者は指導を受けた場合は、真摯に対応するものとする。

（検査等）

- 第15条 知事は、規則第12条及び前条第1項の規定による実績報告を受けたときは、その内容に関する審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するか検査するものとし、市町村以外の補助事業者にあつては、市町村の立会いのもとで行うものとする。

（補助金の交付）

- 第16条 知事は、規則第13条の規定による補助金の額の確定後、当該補助金を交付する。
- 2 前項の規定により補助金の交付を受けようとする補助事業者は、大阪ストーリープロジェクト事業補助金交付請求書（様式第8号）を、知事が指定する日までに提出するものとし、市町村以外の補助事業者あつては、市町村長を経由して知事に提出しなければならない。

（財産の管理及び処分の制限）

- 第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産についての台帳を設け、その保管状況を明らかにしなければならない。
- 2 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間以前に当該財産を処分しようとするときは、大阪ストーリープロジェクト事業補助金に係る財産処分承認申請書（様式第9号）を知事に提出し、市町村以外の補助事業者にあつては、市町村長を経由して知事に提出し、その承認を受けなければならない。
  - 3 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、次のとおりとする。
    - (1) 取得価格が1件（品）につき10万円以上のもの。

品種	品目	品名	期間
機械器具類	光学器具類	プロジェクター、照明灯等	5年
繊維類	繊維類	旗類（暖簾、バナー等）	5年

雑品類	雑品類	モニュメント、ベンチ	5年
雑品類	雑品類	看板、案内板	3年

ただし、上記に記載のないものについては、5年とする。

(2) 取得価格が1件(品)につき、10万円未満のものは3年とする。

4 知事は、第2項の規定により承認する場合において、補助金交付の目的を勘案し、補助事業者に対し、処分制限のかかる財産を処分した時点での残存価額から財産処分制限期間が経過した時点での残存価額を差し引いた金額の全部又は一部を、府に納付させることがある。

5 取得財産等を処分することにより、前項の金額を超えて収入があり又はあると見込まれるときは、知事はその収入の全部又は一部を、府に納付させることがある。ただし、補助事業者に交付された補助金の額を限度とする。

(その他)

第18条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は平成29年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は令和元年8月5日から施行する。この要綱の施行前に、改正前の要綱に基づき決定された補助事業については、なお従前の例による。

別表（第5条及び第6条関係）

初期経費 <sup>※1</sup> (補助対象経費)	補助率及び上限額
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 ストーリーを構成する観光資源において行う以下の取組みにかかる経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観光資源の理解促進及び周遊のために必要となる解説板、案内板、パネル、AR、VR等の整備</li> <li>・ 観光資源を公開する際に必要となる消防法等関係法令の基準を満たすための機材等の整備</li> <li>・ 公開する観光資源の保全を図るために必要となる防犯設備等の整備</li> <li>・ 体験プログラムの実施に直接必要となる機材等の整備及び施設の改修（電気・ガス・水道の引き込み及び壁紙の張替え程度の内装の変更）</li> <li>・ 観光客の利便に供する施設（案内・休憩施設等）に必要となる椅子、机等の備品の購入</li> <li>・ 観光客の撮影スポットとなるモニュメント等の整備</li> </ul> </li> <li>2 パンフレット等の広報物の作成（初回作成分に限る。）</li> <li>3 企画立案の委託にかかる費用</li> <li>4 その他必要と認められる経費</li> </ol>	<p style="text-align: center;">補助対象経費の1/2以内</p> <p style="text-align: center;">1ストーリー当たりの 上限：20,000千円</p>

※1 申請者が所有、管理又は所有者の許可を得た土地又は建物等を活用して行う上表の取組みに係る経費のうち、初期経費（補助対象経費）は、原則、継続的に使用できるものに係る経費とする。なお、不動産の取得、賃貸、土地造成等に係る経費については対象外とする。

なお、消費税及び地方消費税に係る仕入控除が認められる事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を対象外とする。

(様式第 1 - 1 号)

年 月 日

大阪府知事 様

所在地

団体名

代表者名

印

大阪ストーリープロジェクト事業計画書の提出について

標記について、大阪ストーリープロジェクト事業補助金交付要綱第 7 条の規定により別添のとおり事業計画書を提出します。

(問合せ先)

所属 :

電話番号 :

担当者名 :

E-mail :

(様式第 1 - 2 号)

年 月 日

大阪府知事 様

市町村長名

印

大阪ストーリープロジェクト事業計画書の提出について

標記について、大阪ストーリープロジェクト事業補助金交付要綱第 7 条の規定により別添のとおり事業計画書の提出がありましたので、推薦・提出します。

(問合せ先)

所属 :

電話番号 :

担当者名 :

E-mail :

(様式第2-1号)

年 月 日

大阪府知事 様

所在地

団体名

代表者名

印

大阪ストーリープロジェクト事業補助金交付申請書

標記の補助金を下記のとおり受けたいので、大阪府補助金交付規則第4条及び大阪ストーリープロジェクト事業補助金交付要綱第9条の規定により、申請します。

事業名称	
事業の趣旨及び目的	
事業の内容	
事業の効果	
事業実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日
事業完了予定日	年 月 日
交付を受けようとする補助金の額	金 円

添付資料 (参考様式) 事業計画書

(問合せ先)

所属 :

電話番号 :

担当者名 :

E-mail :

(様式第 2 - 2 号)

要件確認申立書

大阪府知事 様

大阪府補助金交付規則(以下「規則」という。)第 4 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、大阪ストーリープロジェクト事業補助金にかかる交付申請を行うにあたり、当団体は、規則第 2 条第 2 号イ～ハまでのいずれにも該当しないことを申立てます。

なお、いずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を届け出ます。

また、規則第 2 条第 2 号イ～ハまでのいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第 15 条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。

- 1 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する「暴力団」をいう。)
- 2 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する「暴力団員」をいう。)
- 3 暴力団密接関係者(大阪府暴力団排除条例第 2 条第 4 号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。)
- 4 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から 1 年を経過しない者
- 5 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 49 条に規定する排除措置命令又は同法第 62 条第 1 項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から 1 年を経過しない者

年 月 日

所在地

団体名

代表者名

印

(様式第2-3号)

暴力団等審査情報

大阪府補助金交付規則(以下「規則」という。)第4条第2項第3号の規定に基づき、大阪ストーリープロジェクト事業補助金にかかる交付申請を行うにあたり、規則第2条第2号イに該当しないことを審査するため、本書面を提出するとともに、大阪府暴力団排除条例第24条に基づき、府警察本部へ提供することに同意します。

(読み仮名) ( )  
補助事業代表者氏名 :  
生年月日(和暦) : 年 月 日  
性別 :  
住所 :

《法人の場合：役員情報》 (読み仮名) ( ) 役員等氏名 : 生年月日(和暦) : 年 月 日 性別 : 住所 :
(読み仮名) ( ) 役員等氏名 : 生年月日(和暦) : 年 月 日 性別 : 住所 :
(読み仮名) ( ) 役員等氏名 : 生年月日(和暦) : 年 月 日 性別 : 住所 :
(読み仮名) ( ) 役員等氏名 : 生年月日(和暦) : 年 月 日 性別 : 住所 :
(読み仮名) ( ) 役員等氏名 : 生年月日(和暦) : 年 月 日 性別 : 住所 :

年 月 日

所在地  
団体名  
代表者名

印

(様式第3号)

年 月 日

大阪府知事 様

所在地

団体名

代表者名

印

大阪ストーリープロジェクト事業経費配分（内容）変更承認申請書

大阪府補助金交付規則第6条第1項（第1号・第2号）及び大阪ストーリープロジェクト事業補助金交付要綱第11条の規定により、補助事業に要する経費の配分の変更（補助事業の内容の変更）の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

事業名称				
	変更事項	変更前	変更後	備考
変更の内容				
変更の理由				

添付資料 （参考様式）事業計画書

（問合せ先）

所属：

電話番号：

担当者名：

E-mail：

(様式第4号)

年 月 日

大阪府知事 様

所在地

団体名

代表者名

印

大阪ストーリープロジェクト事業中止（廃止）承認申請書

大阪府補助金交付規則第6条第1項第3号及び大阪ストーリープロジェクト事業補助金交付要綱第11条の規定により、補助事業の中止（廃止）の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

事業名称	
中止（廃止）の内容	
中止（廃止）の経緯・理由	

（問合せ先）

所属：

電話番号：

担当者名：

E-mail：

(様式第5号)

年 月 日

大阪府知事 様

所在地

団体名

代表者名

印

大阪ストーリープロジェクト事業補助金交付申請取下承認申請書

大阪府補助金交付規則第7条及び大阪ストーリープロジェクト事業補助金交付要綱  
第13条第1項の規定により、次のとおり報告します。

事業名称	
取下理由	

(問合せ先)

所属 :

電話番号 :

担当者名 :

E-mail :

(様式第6号)

年 月 日

大阪府知事 様

所在地

団体名

代表者名

印

大阪ストーリープロジェクト事業実績報告書

大阪府補助金交付規則第12条及び大阪ストーリープロジェクト事業補助金交付要綱第14条第1項の規定により、次のとおり報告します。

事業名称	
事業の当該年度の実施内容及び成果	別紙事業報告書のとおり
事業の当該年度の完了日	年 月 日
補助金の交付決定額とその精算額	交付決定額 金 円 精算額 金 円

添付資料 (参考様式) 事業報告書

(問合せ先)

所属 :

電話番号 :

担当者名 :

E-mail :

(様式第7号)

年 月 日

大阪府知事 様

所在地

団体名

代表者名

印

年度 大阪ストーリープロジェクト事業に係る成果報告書

大阪ストーリープロジェクト事業補助金交付要綱第14条第2項の規定により、次のとおり報告します。

事業名称	
事業の当該年度の実施内容及び成果	別紙報告書のとおり

添付資料 (参考様式) 年度 大阪ストーリープロジェクト事業に係る成果報告書

(問合せ先)

所属 :

電話番号 :

担当者名 :

E-mail :

(様式第8号)

年 月 日

大阪府知事 様

所在地

団体名

代表者名

印

大阪ストーリープロジェクト事業補助金交付請求書

大阪ストーリープロジェクト事業補助金交付要綱第16条第2項の規定により、次のとおり請求します。

請求額	金 円
交付確定額	金 円 〔 年 月 日大阪府指令 第 号により交付確定〕

(問合せ先)

所属 :

電話番号 :

担当者名 :

E-mail :

(様式第9号)

年 月 日

大阪府知事 様

所在地

団体名

代表者名

印

大阪ストーリープロジェクト事業補助金に係る財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付指令のあった標記の補助事業により取得した財産を下記のとおり処分したいので、大阪府補助金交付規則第19条及び大阪ストーリープロジェクト事業補助金交付要綱第17条第2項の規定により申請します。

記

1 補助事業の名称

2 処分する財産の品目、取得年月日及び取得価格

品 名	取得年月日	取得金額
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円

3 処分の理由

4 処分の方法 目的外使用 / 譲渡 / 交換 / 貸し付け /  
担保に供する処分 / 取り壊し / 廃棄

(問合せ先)

所属 :

電話番号 :

担当者名 :

E-mail :

大阪ストーリープロジェクト事業計画書（報告書）

1. 事業内容

ストーリーのテーマ	
事業名称	
趣旨及び目的	
実施主体 <small>（個人又は企業の場合にあつては、構成員 となっている地域団体名も記入すること）</small>	
事業（予定）期間	年 月 日 ～ 年 月 日
活用する観光資源	
観光資源の所在地	
所在市町村以外で 連携予定の観光資源	
実施内容	
事業効果	
成果指標 (成果実績)	
備考	

【添付書類】

市町村の場合：事業内容がわかる資料（見積書(2社以上)、仕様書、図面、工程表等）、事業予算関連資料

事業者の場合：事業内容がわかる資料（見積書(2社以上)、仕様書、図面、工程表等）

事業者の規約、名簿、事業計画、事業予算関連資料

2. 事業費

(単位：円)

事業費	事業費	
	内訳	大阪府
		団体
備考		

【積算及び補助金交付申請額】

(単位：円)

取組み内容と積算	事業費
(A) 合計	
(B) 補助限度額 [A × 1 / 2] (千円未満切捨)	
(C) 補助金交付申請額 (千円未満切捨) (上限=B)	

【事業収支予算（精算）書】

<事業実施のために必要となる予算の措置状況※1>

区分	該当する方に○印を付すこと
当初予算で措置済 (歳入のみ補正予定)	
補正予算対応 (歳入・歳出とも)	

※1：市町村のみ記入

<収入>

(単位：円)

区分	予算（精算）額	備考
府補助金		
自己負担		
その他		
合計		

<支出>

(単位：円)

区分	予算（精算）額	備考
合計		

## 年度 大阪ストーリープロジェクト事業に係る成果報告書

ストーリーのテーマ	
事業名称	
趣旨及び目的	
実施主体 <small>（個人又は企業の場合にあっては、構成員 となっている地域団体名も記入すること）</small>	
事業期間	年 月 日 ～ 年 月 日
活用している観光資源	
観光資源の所在地	
所在市町村以外で 連携している観光資源	
実施内容	
事業効果	
成果実績	（補助年度に設定した成果指標に対する実績を記入）
備考	

【添付書類】 事業内容がわかる資料、写真